

平成28年10月5日

## 渋川市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

渋川市農業委員会  
会長 山本彰一郎

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

渋川市においては、赤城山、榛名山、子持山、小野子山に抱かれ、利根川と吾妻川の流れによって形成された谷地とともに、標高差が概ね1,400メートル以上となる起伏に富んだ地形を有し、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間では、担い手不足や農業者の高齢化に伴い、遊休農地の発生が懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、平地では土地利用型の稲作や野菜等が盛んなことから担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、渋川市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する群馬県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する渋川市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

## 第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積	遊休農地の割合
(平成26年3月)	4,080 ha	135.0 ha	3.3%
目標 (令和4年3月)	3,911 ha	91.9 ha	2.3%
現状 (令和4年3月)	3,820 ha	147.0 ha	3.8%
3年後目標 (令和7年3月)	3,670 ha	61.4 ha	1.6%

#### 【目標設定の考え方】

平成28年度の指針策定時、政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン(2014)」等に示された「今後10年間で管内の遊休農地「ゼロ」にする目標に合わせ、平成28年度に遊休農地面積「ゼロ」を将来の達成目標値に見据えた計画とし、回帰式による目標数値として、その達成に向けて活動してきたが、令和4年3月において目標値には届かなかった。

今後の活動目標として、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知。)で示された、「既存の遊休農地を5年間で解消する」目標設定に合わせ、第1号遊休農地の緑区分の面積141haを令和8年度までに「ゼロ」となること、また、黄区分の面積6haを3年ごとに1ha減となることとし、3年後に現状の遊休農地面積より85.6ha減となる61.4haを目標設定とする。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地パトロール(利用状況調査)と利用意向調査の実施について

農地利用最適化推進委員の担当地区の農家との意思疎通を図るとともに、農業委員と連携した農地パトロール(利用状況調査)及び利用意向調査を実施する。

その結果に基づき遊休農地の所有者等に農地の適正管理に対する指導や遊休農地の活用に向けた相談活動等を行い、遊休農地の解消と再発防止に努める。

なお、利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、所有者の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付けについて誘導を図るとともに、地域全体で農地の環境保全を行う体制の構築を推進し、担い手への農地利用集積を促進し、遊休農地の解消と発生防止に努める。

##### ③ 非農地判断について

森林の様相を呈しているなど再生利用が困難な農地については、非

農地判断を実施し、適正な農地の確定・把握を推進する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	農地利用集積面積	集積率
(平成26年3月)	4,080 ha	960 ha	23.5%
目 標 (令和4年3月)	3,911 ha	937 ha	24.0%
現 状 (令和4年3月)	3,820 ha	813 ha	21.3%
3年後目標 (令和7年3月)	3,670 ha	1,328 ha	36.2%

【目標設定の考え方】

平成28年度の指針策定時、政府の「農林水産業・地域の活力創造プラン(2014)」等に示された「今後10年間で全農地面積の8割を担い手へ利用集積」の目標に合わせ、令和5年の目標値64%達成に向けて、回帰式による目標値を将来の達成目標値と見据え活動してきたが、令和4年3月において目標値には届かなかった。

今後の活動目標として、群馬県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(令和3年4月)」に示された「令和12年までに66%」の目標に合わせ、3年後に現状の利用集積面積より515ha増となる36.2%を目標設定とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域(1集落又は数集落)ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 「農地中間管理機構」等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア)農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ)経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ)利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

農地の利用調整については、地域における農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用が進んでいる地域では、担い手の意向に基づく農地の集積・集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進す

る。更に、農地利用の状況を調査し、新規利用権の設定に努める。

また、中山間地域等で農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域においては、農地中間管理機構による基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れや定年就農者の育成を推進するなど、地域に適した取り組みを推進する。

④農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体
3年後目標 (令和7年3月)	5 経営体

【目標設定の考え方】

令和元年から令和3年度の新規参入者数の平均は、年1.3経営体(年間最多数は2経営体)であった。活動目標として、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期3年間を目途として、3年後(令和7年3月末)までに5経営体の新規参入を図る。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①新規就農者への支援について

農業委員及び農地利用最適化推進委員が有する地域のネットワークを基に、就農希望者や法人等の情報を収集し、初期段階から県の農業指導センターや市と連携しながら相談を受ける。その中で青年就農給付金、農地の借り入れ等の就農条件の整備に向けた支援を農業委員及び農地利用最適化推進委員が協力しながら対応する。

②関係機関との連携について

県、市、農協、農業指導センター等の関係機関・団体と連携しつつ、地域の先駆者・熟達した農業者の指導・協力を得て参入後の営農定着に向けたフォローアップ体制を構築する。

③新規就農者の推進について

農家の後継者となり得る若年世代や定年後の就農者などを積極的に掘り起こすとともに、近隣市町村と連携して法人や農家を育成し中核的な経営体の確保に努める。

④新規就農フェア等への参加について

市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就

農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

渋川市において作成された「地域計画」に基づき、農地を有効かつ総合的に利用していくため、渋川市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

附 則

この指針は、令和元年8月6日に施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和4年6月7日に施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和5年3月8日に施行し、令和5年4月1日から適用する。